

一関地区広域行政組合介護保険料口座振替収納事務取扱要綱

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合告示第7号

改正 平成19年3月30日 告示第11号

平成19年10月1日 告示第30号

令和3年1月18日 告示第1号

(趣旨)

第1 この告示は、普通徴収に係る介護保険料（以下「介護保険料」という。）を銀行等の預貯金口座振替（以下「口座振替」という。）により収納する事務取扱い及びその手続について必要な事項を定めるものとする。

(納入者)

第2 介護保険料を口座振替により納付することができる者は、一関地区広域行政組合指定金融機関又は一関地区広域行政組合収納代理金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預貯金口座を有するもので、当該取扱金融機関の承認を得たもの（以下「納入者」という。）とする。

(指定預貯金口座)

第3 口座振替を行う預貯金口座（以下「指定預貯金口座」という。）は、納入者が指定した本人名義の普通預貯金、当座預貯金又は納税準備預貯金のうち1口座とする。ただし、納入者が本人以外の預貯金名義人の承認を得たときは、当該名義人の預貯金口座を指定することができる。

(依頼手続)

第4 介護保険料を口座振替により納付しようとする者は、口座振替依頼書（様式第1号）及び口座振替届出書（様式第2号）を取扱金融機関に提出しなければならない。

2 前項の規定により口座振替依頼書及び口座振替届出書の提出を受けた取扱金融機関は、当該口座振替の依頼を承認したときは、口座振替届出書に承認印を押印し、管理者に送付するものとする。

3 前2項の規定は、口座振替の解約又は変更の場合に準用する。

(口座振替納付の取扱い)

第5 口座振替納付の取扱いは、株式会社ゆうちょ銀行以外の取扱金融機関にあっては、口座振替依頼書を受理した日が毎月1日から10日までのものについては当該月以降に、毎月11日から末日までのものについては当該月の翌月以降に、株式会社ゆうちょ銀行にあっては、口座振替依頼書を受理した日の属する月の翌月以降に、それぞれ納期の到来

するものについて行うものとする。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、取扱金融機関と協議の上、期日の変更をすることができる。

(納入請求書等の送付)

第6 管理者は、各納期の振替に係る介護保険料口座振替納入請求書(様式第3号)及び振替明細データを振替日の4営業日前までに取扱金融機関に送付するものとする。

(振替手続)

第7 振替日は、納期限の日とする。ただし、取扱金融機関が納入者と約定したときは、納期限前5日以内の日とすることができる。

2 取扱金融機関は、前項の振替日に指定預貯金口座から、振替明細データに記録されている金額を振替納付するものとする。

3 取扱金融機関は、介護保険料を振替納付したときは、速やかに介護保険料口座振替納入報告書(様式第4号)及び口座振替処理後の振替明細データを管理者に送付しなければならない。

(領収書等)

第7の2 口座振替により納付された介護保険料の領収書は、口座振替を行った取扱金融機関による当該手続が行われた通帳への記帳をもって代えるものとする。ただし、管理者は、納入者から領収書の交付の申出があったときは、口座振替領収済通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(振替不能分の取扱い)

第8 取扱金融機関は、指定預貯金口座の残高不足等の事由により振替不能となった場合は、振替明細データに振替不能の理由を記録し、管理者に報告するものとする。

2 管理者は、前項の報告を受けたときは、納入者に介護保険料口座振替不能通知書(様式第6号)を送付するものとする。

(口座振替手数料)

第9 口座振替手数料は、管理者と取扱金融機関が協議の上定める。

2 口座振替手数料の請求は、指定金融機関については会計年度ごとに、株式会社ゆうちょ銀行については上半期(4月から9月まで)及び下半期(10月から翌年の3月まで)の各期分について、当該期の最終月の翌月に請求書を管理者に提出して行うものとする。

(取扱継続期間)

第10 口座振替の取扱いは、納入者が口座振替を解約し、又は預貯金者が指定預貯金口座を解約する日まで継続するものとする。

(口座振替の廃止)

第11 管理者は、口座振替不能の納入者について、振替不能内容を調査し、必要があると

認めるときは、当該口座振替の取扱いを廃止する。

2 管理者は、前項の規定により口座振替を廃止したときは、納入者に介護保険料口座振替廃止通知書（様式第7号）により通知するものとする。

制定文（抄）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

改正文（抄）（平成19年3月30日告示第11号）

平成19年4月1日から施行する。ただし、一関地区広域行政組合同規約の一部を変更する規約（平成19年岩手県指令市町村第1149号）附則第2項の規定により収入役が在職する期間に限り、この告示による改正後の規定は適用せず、この告示による改正前の規定は、なおその効力を有する。

改正文（抄）（平成19年10月1日告示第30号）

平成19年10月1日から施行する。

改正文（抄）（令和3年1月18日告示第1号）

令和2年に領収する保険料から適用する。ただし、この告示による改正前の一関地区広域行政組合介護保険料口座振替収納事務取扱要綱様式第1号及び第2号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第4関係）

(表 面)		届出内容 1. 新規 2. 変更 3. 解約	受付印
介護保険料口座振替依頼書 口座払込利用申込書			
取扱金融機関 御中			
私が一関地区広域行政組合へ納付する介護保険料の口座振替について、裏面記載の約定を確約の上、依頼します。 年 月 日			

納付 義務者	住所				
	氏名			電話番号	
	被保険者番号			世帯番号	

※ 指定預(貯)金口座 どちらかに記入	金融機関	銀行・農協 本店 金庫 支店		金融機関コード(金融機関で記入してください)											
		1. 普通 2. 当座 3. 納税			口座番号 (※右詰め)										
	ゆうちょ銀行	種 目	1 6 6		郵便振替口座番号				0 2 2 2 0 - 4 - 5 6 2 5 8						
	契約種別	3 0		郵便振替加入者名				一関地区広域行政組合会計管理者							
	通帳記号							通帳番号 (※右詰め)							

口座 名義人	住所				届 出 印		
	フリガナ						
	氏名						
口座振替を開始する時期				期から			

(取扱金融機関控用)

(裏 面)

口座振替約定（介護保険料）

- 1 一関地区広域行政組合から納付義務者名義の介護保険料口座振替請求が貴行になされた場合は、私に通知することなく請求金額を預(貯)金口座から引き落としのうえ納付してください。この場合において、預(貯)金規定または当座勘定規定にかかわらず預(貯)金通帳、預(貯)金払戻請求書の提出または小切手の振出しはいたしません。
- 2 振替日は各納期の最終日。ただし貴行の都合により納期限5日前から口座振替をしても差し支えありません。
- 3 納期月の10日を過ぎてから依頼した場合は、次の納期からの口座振替で差し支えありません。
また、ゆうちょ銀行で依頼したときは、依頼した月の翌月以降に到来する納期からの口座振替で差し支えありません。
- 4 預(貯)金の残高不足、その他により引き落としできなかった場合は、広域行政組合からの納付書により直接金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）に納付いたします。
- 5 口座振替された介護保険料の領収証書は、指定した預(貯)金口座の通帳に記載することにより省略することで差し支えありません。
なお、必要な場合は、一関地区広域行政組合へ申し出ます。
- 6 私が私名義以外の預(貯)金口座から引き落としをする依頼書を提出した場合は預(貯)金口座名義人の承諾を得ておりますので、名義人に通知することなく、介護保険料口座振替請求の金額を名義人の預(貯)金口座から引き落としのうえ納付してください。
- 7 この口座振替契約は預(貯)金残高不足、その他により口座振替が適当でないと広域行政組合が判断した場合は、廃止されても異議はありません。
- 8 この口座振替契約について、仮に紛議が生じても貴行の責によるものを除き、貴行に御迷惑をかけません。
- 9 この口座振替契約の内容を変更又は解約する場合、貴行にお届けします。

様式第2号（第4関係）

届出内容

1. 新規

2. 変更

3. 解約

介護保険料口座振替届出書
自動払込受付通知書

一関地区広域行政組合管理者 様

私が一関地区広域行政組合へ納付する介護保険料の口座振替納付について、下記のとおり届け出ます。 年 月 日

納付義務者	住所			
	氏名		電話番号	
	被保険者番号		世帯番号	

※ 指定預(貯)金口座
どちらかに記入

金融機関	銀行・農協 金庫	本店 支店	金融機関コード(金融機関で記入してください)						
	1. 普通 2. 当座 3. 納税	口座番号 (※右詰め)							

ゆうちょ銀行	種 目	1 6 6	郵便振替口座番号	0 2 2 2 0 - 4 - 5 6 2 5 8						
	契約種別	3 0	郵便振替加入者名	一関地区広域行政組合会計管理者						
	通帳記号		通帳番号 (※右詰め)							

口座名義人	住所				金融機関 承認印	
	フリガナ					
	氏名					
口座振替を開始する時期		期から				

(取扱金融機関控用→一関地区広域行政組合)

様式第3号（第6関係）

介護保険料口座振替納入請求書

年 月 日

取扱金融機関名

御中

一関地区広域行政組合管理者

印

振替日

年 月 日

区分	件 数	金 額	備 考
請求分	件	円	

様式第4号（第7関係）

介護保険料口座振替納入報告書

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者 様

取扱金融機関名

振替日 年 月 日

区分	件 数	金 額	備 考
請 求 分 (a)	件	円	
振替不能分 (b)			
振替分(a)-(b)			

様式第5号（第7の2関係）

口座振替領収済通知書

あなたの介護保険料は、次のとおり納付になりましたので通知します。

年 月 日

一関地区広域行政組合管理者

印

年中 介護保険料

被保険者番号

期別	納付額	振替年月日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日
	円	年 月 日

特記事項

年 月 日

様

一関地区広域行政組合管理者

印

介護保険料口座振替不能通知書

あなたから依頼された取扱金融機関で口座振替の手続きをとりましたが、次の理由で介護保険料の振替ができない旨の連絡がありましたので通知します。

速やかに最寄りの金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）で納付してくださるようお願いいたします。

なお、口座振替による納付は引き続き行いますので、次の納期以降については、預貯金残高等の確認をお願いいたします。

記

1 振替不能の理由

2 金融機関

取扱金融機関名			
預金種目		口座番号	

3 納付場所（一関地区広域行政組合指定金融機関等）

4 督促及び延滞金

保険料をこのまま納付されないと、督促状が發送されるほか延滞金が徴収されることがあります。

年 月 日

様

一関地区広域行政組合管理者

印

介護保険料口座振替廃止通知書

あなたから依頼のありました、介護保険料の口座振替を次の理由により廃止しましたので通知します。

これからは、同封の納付書により、最寄りの金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）で納付して下さるようお願いいたします。

記

1 廃止理由

2 金融機関

取扱金融機関名	
口座番号	

3 納付場所（一関地区広域行政組合指定金融機関等）